

令和5年度 赤井川村立赤井川中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日
赤井川村立赤井川中学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

本方針は、いじめ防止対策推進法や赤井川村いじめの防止等に関する条例等に基づき、本校におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すために策定しました。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての生徒が自分は必要とされる存在であると感じ、基本的な考え方・互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- (1) いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあるではない。生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- (2) 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

3. いじめの理解

- (1) いじめの定義

法及び条例では、いじめの定義として、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与

える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

（2）いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

（3）いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ① いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ② いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスマント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもある。
- ④ いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定

感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4. 学校及び学校の教職員の責務

(1) 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めます。

- ① 日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- ② 生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- ③ 生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- ④ いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- ⑤ いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- ⑥ いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- ⑦ 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

(2) 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めます。

- ① 教職員は、生徒理解を深め、信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- ② 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の

上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。

- ④ 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- ⑤ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

(3) 保護者の責務

- ① 必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会上のルールやマナーを生徒に身に付けさせる。
- ② 保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するように努める。

5. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめ重大事態への対処の重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。
 - ① 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、教育委員会を通じて、その旨を知事に報告する。
 - ② いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。(相談機関等からの連絡・報告を受けた場合も同様)
 - ③ 被害生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

(2) 調査を行うための組織や附属機関の設置について

- ① 重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、市町村におけるいじめ問題対策連絡協議会を通じて調査を行うための組織等の委員を確保するなど、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことに努める。
- ② 調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、いじめ防止対策推進法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。

③ 詳細については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照すること。

(3) その他

重大事態とは、法第 28 条に規定されているとおり、

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

※ ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

- ・ 調査の主体を設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断による
- ・ 附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による

6. その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

国は、「国的基本方針策定から 3 年の経過を目指として、法の施行状況等を勘案して、国的基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としています。本校においても、基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、国、道の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しなどを行います。

《資料編》

いじめ防止の校内体制について

赤井川中学校では、いじめの防止対策推進法第22条に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織として、校内生徒指導委員会に「いじめ防止対策委員会」を設置する

※いじめの防止対策推進法・第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



(1) いじめ防止対策委員会の構成

- ・校長、教頭、**指導部生活・生徒会係担当者**、養護教諭とし、内容により道費スクールカウンセラーを加える。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、**生徒**や**保護者**へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
 - ・いじめの相談があった場合には、当該学年担任を加え、事実関係の把握、**関係生徒**・**保護者**への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、**生徒**の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員全員が共有する。

いじめの未然防止について

いじめを未然に防止するためには、学級・学年や子ども達一人ひとりに対する日常からの取組や実践を継続して行い、明るく安心で過ごしやすい学校環境をつくっていくことが大切である。

また、保護者や地域に対してもいじめに関する情報の共有ができる連携づくりに努めなければいけない。

※いじめの防止対策推進法・第15条

学校の設置者及びその設置する学校は、生徒等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実をはからなければならない。

1 学校の設置者及び設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的におこなうものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

	生徒に関する実践・指導等すること	保護者・地域に依頼等すること
い じ め の 未 然 防 止	<ul style="list-style-type: none">◇自己有用感、自尊感情、学級の一員としての所属感を醸成する学級経営（居場所づくり）◇学習活動での成功感、達成感の創造◇学習規律（ルール）の確立と定着◇特別の教科・道徳の充実◇学級会や生徒会等における自主的活動の推進（自分事として捉え、考え方議論し向き合う活動）◇インターネットの危険やモラルの指導◇奉仕・体験活動への意欲的な取組◇いじめアンケートの実施（5月、10月）◇全校朝会における講話等 <p>☆生徒理解を深め、信頼関係を築く ☆生徒の些細な変化や兆候があっても、いじめとの関連を考慮し、関わりを持つ</p>	<ul style="list-style-type: none">◆携帯電話やインターネット等使用のルールづくり◆生徒に関する情報が双受発信できる体制づくり◆家庭・地域における声かけ運動◆学校からのいじめに関する情報発信◆地域での様々な体験活動<ul style="list-style-type: none">・人との関わる喜びや大切さの気づきを知る。（絆づくり）・役立っている、認められているという自己有用感を持つ。 <p>★「学校は、いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という姿勢で取り組むことの周知</p>
留 意 事 項	<p>※教職員は不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払う。</p> <p>※教職員は「発達障がいを含む生徒」、「海外から帰国した生徒や外国人生徒」、「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒」、「東日本大震災や原発事故等で避難している生徒」等、特に配慮が必要な生徒には適切な支援を行う。</p>	

いじめの早期発見について

いじめを早期に発見するためには、「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で生徒を見守り、気づいたことを共有することが大切である。また、毎日登校してくる生徒の様子をしっかりと観察し、変化が見られたり感じた場合は、積極的に働きかけを行い、生徒に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめる必要がある。さらに、学校内での様子や学校外での生徒の様子を把握できるよう保護者等とも連絡をとりあえる関係づくりをしておく必要がある。

※いじめの防止対策推進法・第16条（第2項は省略）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 学校の設置者及び設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という）を整備するものとする。」

4 学校の設置者及び設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。」

（1）いじめの早期発見に向けて

	生徒に関する実践・指導等すること	保護者・地域に依頼等すること
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none">◇孤立生徒への積極的な対話◇いじめアンケートの実施（5月、10月）◇教育相談の実施◇休み時間や放課後の時間を活用した情報収集◇いじめ電話相談やいじめ相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none">◆子どもとの会話の励行◆服装の汚れや乱れの観察◆子どもの持ち物への気配り（増減や破損の有無）◆悩みを相談できる親子関係の強化◆普段から細かなことでも連絡・報告できる体制づくり、その実践

（2）いじめ等の相談や通報を受ける窓口

- ① 24時間子供SOSダイヤル
電話0120-0-78310（なやみいおう） 24時間体制 全国の子ども対象
- ② 子ども相談支援センター（道研）
電話 0120-3882-56 24時間体制 匿名でも相談可
- ③ 子ども人権110番
電話 0120-007-110 月曜日から金曜日まで 8:30~17:15
- ④ 赤井川小学校
電話 0135-34-6860 月曜日から金曜日まで 8:05~16:35
- ⑤ 赤井川村教育委員会
電話 0135-34-6121 月曜日から金曜日まで 8:30~17:15
- ⑥ 北海道教育庁後志教育局
電話 0136-23-1976 月曜日から金曜日まで 8:30~17:15

(2) 早期発見につながるためのチェックリスト

場面	観察の観点（※印は、無理にやらされている可能性があるもの）	
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきがち	<input type="checkbox"/> 始業ギリギリの登校が多い <input type="checkbox"/> 出席確認（健康観察）の際、声が小さい
授業の開始	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 用具・机・椅子等が散乱している。 <input type="checkbox"/> 席を替えられている。	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。
授業中	<input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる。 <input type="checkbox"/> 発言に対し、しらけや嘲笑が多い。 <input type="checkbox"/> 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる。 <input type="checkbox"/> ※ふまじめな態度で授業を受ける。 <input type="checkbox"/> ※テストを白紙で出す。	<input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる。 <input type="checkbox"/> ノートや教科書を見られないようにする。 <input type="checkbox"/> ※ふざけた質問をする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 <input type="checkbox"/> わけもなく階段や廊下を歩いている。 <input type="checkbox"/> 休み時間、用事もないのに職員室や保健室等に来る。 <input type="checkbox"/> ※大声で歌を歌う。	<input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも同じ役をしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> ※仲良しでもない者とトイレに行く。
給食時間	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> グループで食べるとき、席を離している。 <input type="checkbox"/> その子どもが配膳するといやがられる。	<input type="checkbox"/> 嫌われるメニューの時に多く盛られる。 <input type="checkbox"/> ※好きなものを級友に譲る。
清掃時間	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。 <input type="checkbox"/> 机や椅子がぼつんと一つ残る。 <input type="checkbox"/> ※人の嫌がる仕事を一人でする。	<input type="checkbox"/> 最後まで一人でする。 <input type="checkbox"/> ※サボることが多くなる。
放課後	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 <input type="checkbox"/> 顔にすり傷や鼻血の後がある。 <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する。	<input type="checkbox"/> 用事がないのに学校に残っている日がある。 <input type="checkbox"/> 少年団活動に参加しなくなる。 <input type="checkbox"/> ※他の子の荷物を持って帰る。
動作 や 表情	<input type="checkbox"/> 活気がなく、おどおどしている。 <input type="checkbox"/> 教師と話すとき不安な表情をする。 <input type="checkbox"/> 手遊び等が多くなる。 <input type="checkbox"/> 委員や係を辞めたいと言うなど、やる気を失っている。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。	<input type="checkbox"/> 視線を合わせない。 <input type="checkbox"/> さびしそうな暗い表情をする。 <input type="checkbox"/> ※言葉遣いが荒れた感じになる。
持 ち 物 服装	<input type="checkbox"/> 教科書等にいたずら書きをされる。 <input type="checkbox"/> 持ち物、靴、傘等を隠される。	<input type="checkbox"/> 刃物、危険な者を所持するようになる。
その他	<input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が現れる。 <input type="checkbox"/> 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。 <input type="checkbox"/> 下駄箱の中に嫌がらせの手紙が入っている。 <input type="checkbox"/> 教科書、教室の机、掲示板や掲示物、写真等に落書きがある。 <input type="checkbox"/> 教材費、写真代等の提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> SNSに悪口を書き込まれる。 <input type="checkbox"/> ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。	
家庭でのサイン	<input type="checkbox"/> 衣類の汚れや破れが見られ、よくケガをしたりしている。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、涙を流したりする。 <input type="checkbox"/> 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校をしぶる。 <input type="checkbox"/> 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来るようになる。 <input type="checkbox"/> 友だちからの電話で、急な外出が増える。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、ハツ当たりしたりする。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。	

いじめの早期対応について

いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全教職員で対処を協議し、適切な役割分担でいじめ問題の解決にあたることが大切である。また、情報収集は綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたらなければならない。

※いじめの防止対策推進法・第23条（第2項以降は条文省略）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」

- 2 (学校は事実確認と設置者への報告)
- 3 (いじめの確認による児童への指導と保護者への助言)
- 4 (いじめを受けた児童の安心な教育への措置)
- 5 (いじめした児童の保護者といじめを受けた児童の保護者に対する情報共有の措置)
- 6 (いじめ内容に伴う警察署への通報、援助)

（1）いじめの疑いがあるような事案の発生

4に記述してある校内体制の中の「いじめ防止対策委員会」についていじめとして対処すべき事案かどうかを判断し、以下の対処をとる。場合によっては、警察に積極的に相談する。

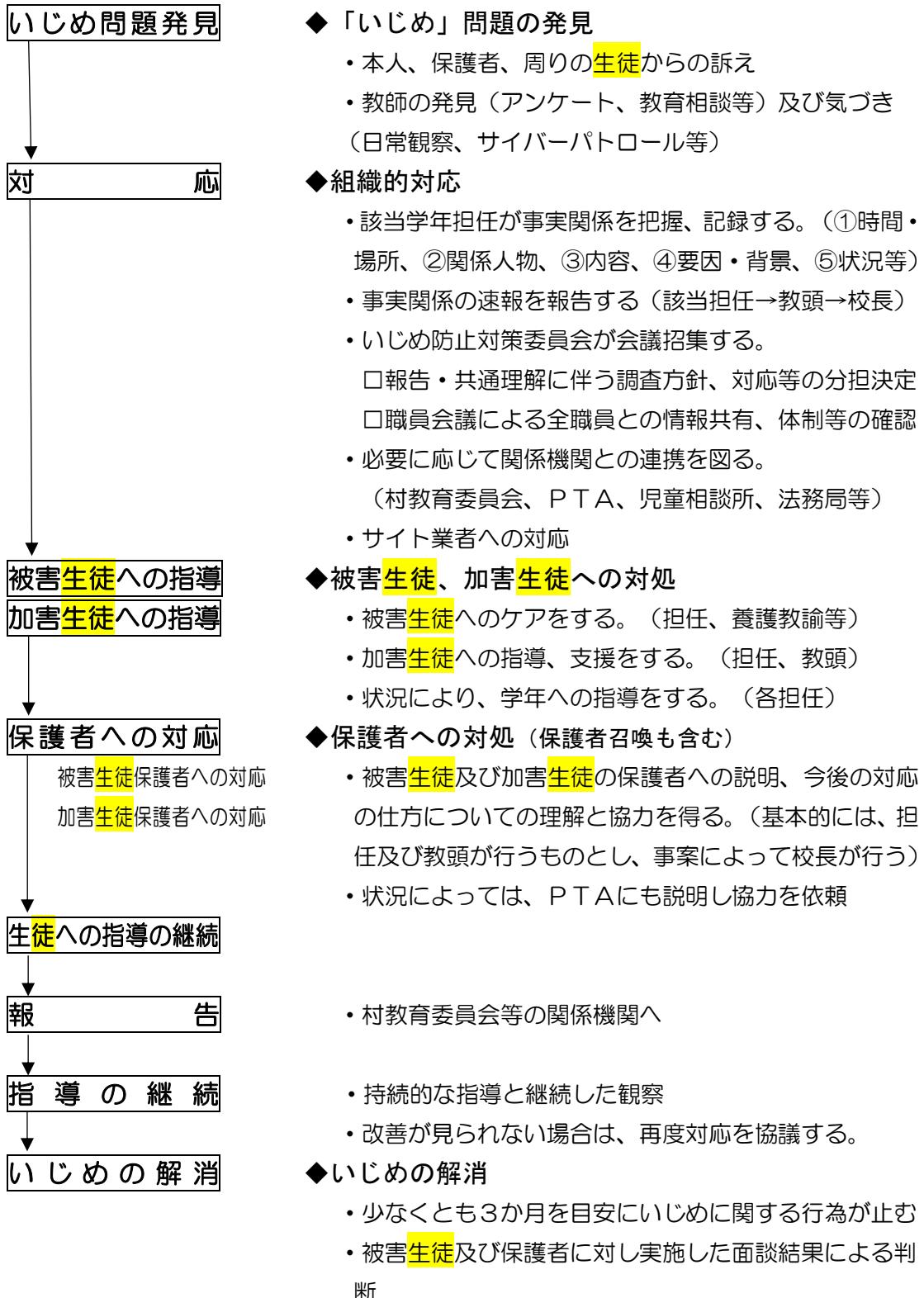
【基本的な対処例】

被害生徒・保護者への対処	加害生徒・保護者への対処
<p>《被害生徒への対応》</p> <ul style="list-style-type: none">◇本人や周辺からの聞き取りを行い、身体的・精神的な被害について的確に把握し、迅速に初期対応する。（病院への同行など）◇休み時間や登下校の際にも教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。◇いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 <p>〈被害生徒保護者への対応〉</p> <ul style="list-style-type: none">□いじめられた生徒を守り抜く姿勢をみせ、子どもや保護者の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようとする。□いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう	<p>《加害生徒への対応》</p> <ul style="list-style-type: none">◆本人や周辺からの聞き取りを行い、事実確認をする。◆いじめは、「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめをやめさせる。◆いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。◆場合によっては、関係諸機関と連携をとる。 <p>〈加害生徒保護者への対応〉</p> <ul style="list-style-type: none">■いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。■事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くように伝える。■被害生徒、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

（2）直接関係ない生徒への指導例

- ① 傍観することは、いじめに加担することと同じであることを考え方させ、いじめられた生徒の苦しみを理解させる。
- ③ いじめに気づいたとき、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるようにする。
- ④ 友だちのいいなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気づかせる。

いじめ問題への組織的な基本的対応の流れ（フロー図）



いじめの年間取組計画について

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、早めに組織体制を整え。年間の指導計画を立てて学校全体でいじめに対応していくことが大切である。

【いじめ防止に関する取組の年間計画】

		学校での取組	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	保護者や地域との連携
4 月	P	<p>★いじめ防止基本方針の策定</p> <p>★いじめ防止基本方針の内容確認</p> <p>★学級経営案の策定と実践</p>	<p>◇進級学年での人間関係づくり</p> <p>◇日常観察</p> <p>◇特別の教科道徳、学級活動等における全学年でのいじめ防止の指導</p>	<p>◆研修や職員会議時等における4月当初の生徒の様子に関する全学年からの情報交流</p>	<p>☆第1回授業参観日</p> <p>☆全体懇談等におけるいじめ防止基本方針や取組の年間計画等の説明</p>
5 月	D	<p>★人とつながる喜びを味わう体験活動の推進</p> <p>★学級経営案の説明</p> <p>★いじめアンケート内容の把握</p> <p>★いじめ相談窓口等の周知（生徒・保護者）</p>	<p>◇日常観察</p> <p>◇全学年でのよりよい人間関係づくり</p> <p>◇挨拶運動（生徒会）</p> <p>◇行事練習（運動会等）での自己有用感や絆づくり</p>	<p>◆研修や職員会議時等における連休後の生徒の様子に関する全学級からの情報交流</p> <p>◆全学年におけるいじめアンケートの実施</p>	<p>☆第2回授業参観日</p>
6 月		<p>★一人ひとりが活躍できる学習活動の展開</p> <p>★校内研究授業の公開</p>	<p>◇日常観察</p> <p>◇よりよい人間関係づくりの深化（運動会、遠足、修学旅行）</p> <p>◇自尊感情の育成</p>	<p>◆情報交換（適宜）</p>	<p>☆村民生委員学校訪問</p> <p>☆第1期後志教育局指導主事学校訪問</p> <p>☆第1回学校評議員会</p>
7 月	C	<p>★学級経営の反省</p> <p>★子どもアンケートの実施</p>	<p>◇日常観察</p>	<p>◆研修や職員会議時等における1学期間の全学年からの情報交流</p>	<p>☆第1期後志教育局義務教育指導監学校訪問</p> <p>☆第3回授業参観日</p>
8 月	A	<p>★子どもアンケートの結果のまとめ、分析</p>	<p>◇日常観察</p>	<p>◆研修や職員会議時等における2学期に向けた取組の確認</p>	<p>☆子どもアンケート結果の公表</p>
	P	<p>★いじめ防止基本方針の見直しや改善</p>	<p>◇特別の教科道徳、学級活動等における全学年でのいじめ防止の指導</p>		
9 月	D	<p>★人とつながる喜びを味わう体験活動の推進</p>	<p>◇日常観察</p> <p>◇行事（村内陸上大会）や学芸会練習等で</p>	<p>◆情報交換（適宜）</p>	<p>☆教育相談保護者アンケートの配付</p>

			の自己有用感や絆づくり ◇挨拶運動（生徒会）		
10月	D	★一人ひとりが活躍できる学習活動の展開 ★校内研究授業の公開 ★教育相談保護者アンケートの集約	◇日常観察 ◇行事（学芸会）での自己有用感や絆づくり ◇自尊感情の育成 ◇全学年でのよりよい人間関係づくり	◆研修や職員会議時等を活用した全学年の教育相談週間実施後における情報交流	☆教育相談週間の実施 ☆第2期後志教育局義務教育指導監学校訪問（予定）
11月	D	★一人ひとりが活躍できる学習活動の展開 ★校内研究授業の公開 ★非行防止教室の開催	◇日常観察 ◇自尊感情の育成 ◇よりよい人間関係づくりの深化	◆情報交換（適宜）	☆第4回授業参観日（地域公開参観日） ☆第2期後志教育局指導主事学校訪問 ☆村教育委員訪問
12月	C	★学級経営の反省 ★子どもアンケートの実施 ★学校評価の実施	◇日常観察	◆研修や職員会議時等における2学期間の全学年からの情報交流	☆保護者アンケートの依頼
1月	A ↓ P	★子どもアンケートの結果のまとめ、分析 ★学校評価の結果のまとめ、分析 ★いじめ防止基本方針の見直しや改善	◇日常観察 ◇特別の教科道徳、学級活動等における全学年でのいじめ防止の指導	◆研修や職員会議時等における2学期に向けた取組の確認	
2月	D	★一人ひとりが活躍できる学習活動の展開	◇日常観察 ◇自尊感情の育成 ◇全学年でのよりよい人間関係づくり	◆情報交換（適宜）	☆子どもアンケート結果の公表 ☆学校評価結果の公表 ☆第5回授業参観日 ☆第2回学校評議員会
3月	C A P	★人とつながる喜びを味わう体験活動の推進 ★いじめ防止基本方針の策定準備	◇行事（卒業式・修了式等）での自己有用感や絆づくり ◇よりよい人間関係づくりの深化	◆研修や職員会議時等における3学期間の全学年からの情報交流 ◆卒業や進級に向けた取組の確認	

※授業参観日においては、各学年とも特別の教科道徳の授業を1回以上公開する。

学校評価について

いじめを防止の取組を学校評価に取り入れることで次のような効果が期待できる。

(1) いじめ防止に対して組織として動く上で渾んでいたところ（はっきりしていなかったところ）を明らかにできる。自己評価の項目を工夫し、組織としての動き方を取り上げ、P D C Aにかけることで見直し、改善を図る。

(2) いじめ防止の取組は学校の“最深部”であるため、学校関係者評価を活用することで、学校と家庭・地域の連携・協力の質を変え、強化する。これは、自己評価の結果を評価する学校関係者評価において、いじめの取組を可視化し透明性を高めることで学校・家庭・地域の連携・協力を強化するという意味である。

なお、学校評価の取組については、前出「取組の年間計画」に示したとおりである。

※いじめの防止対策推進法・第34条

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うにあたっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

重大事態への対応について

ここでいう重大事態とは具体的に次のような場合が挙げられる。

1. いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- 生徒の精神性に疾患が発生した場合
- 生徒の身体に重大な傷害を負った場合
- 生徒が多額の金銭等を奪い取られ、重大な被害を被った場合

2. いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する必要あり

※いじめの防止対策推進法・第28条

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校設置者又は設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

「2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」

「3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。」

※いじめの防止対策推進法・第30条

「地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を当該地方の公共団体の長に報告しなければならない。」（2～5省略）

赤井川中学校・いじめの防止や事案対処等にかかわるセルフチェックリスト

〈記入日 年 月 日〉

1. 教職員の姿勢等

- 自校の学校いじめ防止基本方針の内容を理解している。
- 法や道の条例に規定されたいじめの規定に基づき、見逃すことなくいじめを認知しようと努力している。
- どんな理由があってもいじめは許されないことを理解している。
- いじめ把握のためのアンケート調査実施後は、速やかにいじめの訴え等がないか確認し、必要な生徒に対する個人面談を速やかに実施している。
- 生徒の顔を見ながら出席確認をしている。
- いつでも、生徒からの問い合わせに対し、丁寧に対応している。
- 連絡帳や生活ノート等の内容を確認している。
- 授業において、生徒一人一人の様子をよく観察している。
- 特定の生徒に偏らず、すべての生徒に対して等しく声をかけている。
- 特定の生徒に偏らず、すべての生徒に等しく役割などを与えている。
- 生徒同士の話し合いの場づくりに努めている。
- 休み時間や清掃時間等は、生徒の中に積極的に入り、観察に努めている。

2. 他の教職員との情報共有等

- いじめやいじめと疑われる事案が発生した際の「いじめ防止対策委員会」への連絡・報告方法を理解し、速やかに対応できるようにしている。
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を構築している。
- 生徒の話題を日常的に職員室で取り上げるようにしている。
- 様子が気になる生徒の情報を教職員間で共有している。
- 養護教諭と積極的に生徒の様子等について情報を共有している。

3. 個々の生徒やその保護者への対応

- 生徒の発達段階を踏まえて、いじめは絶対許されない行為であることを計画的に指導している。
- いじめを受けたり、見聞きしたりした場合には、必ず教職員に相談することを指導している。
- 生徒一人一人の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うようにしている。
- 学級通信や保護者との懇談等の機会を通じ、いじめの防止等に向けた取組について理解を得るようにしている。
- いじめ等の相談を受け付ける窓口を生徒や保護者に対して周知している。
- 生徒の持ち物や衣服の状況に気を配っている。
- 生徒の身体に傷やあざの有無も含め体調に気を配っている。
- 給食の際の配膳の様子や、食べ残し等に気を配っている。
- 教室の整理整頓に心がけ、掲示物や机の落書きの有無等に気を配っている。
- 心配な生徒の家庭に対し、家庭訪問を実施する等、細やかに連絡を取っている。

赤井川中学校・いじめ問題対応チェックリスト

〈記入日 年 月 日〉

1. 教職員集団に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容について教職員の共通理解が図られている。
- すべての教職員がいじめの定義を理解している。
- 日頃から、教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい環境となっている。
- すべての教職員が「いじめ防止対策委員会」の役割や構成員等を理解している。
- 「いじめ防止対策委員会」の会議が定期的に開催されている。
- 「いじめ防止対策委員会」等が中心となり、計画的にいじめ等に係る校内研修を実施している。

2. いじめ早期発見のための要件

- 生徒にとっていじめを訴えやすい環境の中で、いじめ把握のためのアンケート調査が実施されている。
- いじめ把握のためのアンケート調査後に、いじめに関係する生徒に対する個人面談が確実に行われている。
- 「けんか」や「ふざけあい」などを含めていじめが疑われる場合に、複数の教職員が、背景にある事情の調査等を慎重に行い、いじめに当たるかどうかの判断を組織的に行なうことを徹底している。

3. いじめの事案対処のための要件

- 教職員が把握したいじめを「いじめ防止対策委員会」に迅速、かつ正確に報告できる体制となっている。
- いじめが発生した際に、「いじめ防止対策委員会」が速やかに開催され、関係者間で情報を共有したり、対処プランを策定したりできる環境となっている。
- 「いじめ防止対策委員会」が外部機関と適切に連携できている。
- すべての教職員が事案対処の流れを理解している。
- すべての教職員が解消の判断基準を理解している。

4. 学校いじめ防止基本方針や「いじめ防止対策委員会」に関わる要件

- 学校いじめ防止基本方針の内容を見直し、必要に応じて変更している。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、学校評価に位置付け、学校評価の結果を取組の改善に役立てている。
- 学校いじめ防止基本方針を生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。
- 「いじめ防止対策委員会」がいじめの相談や通報を受ける窓口であることを、生徒、保護者、地域住民等に確実に周知している。

※ このチェックリストは学校がいじめ問題に適切に対応できる体制になっているか確認するために、個々の教職員や「いじめ防止対策委員会」が使用します。